

「令和8年度貯金事務センター跡地貸付事業公募」に関する質問及び回答

総務局総務部庁舎管理課

番号	項目	質問	回答
1	公募要項 3 ページ 7 企画提案書等の提出 (2) ②・③	印鑑証明書・商業登記簿謄本の履歴全部事項証明書は写しの提出で可能か、原本が必要でしょうか。	原本の提出をお願いします。
2	公募要項 4 ページ 1 1 契約手続き等	選定された提案者と協議が整わなく、契約締結に至らなかった場合、提案者に罰則等は発生しますでしょうか。	罰則等はありません。
3	仕様書(案) 1 ページ 4 貸付料 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業者の契約時の貸付料を月額消費税込みにてお教えてください。 ・現事業者の2026年5月時点の月額支払い貸付料(税込)をお教えてください。 ・契約時と2026年5月時点の貸付料に差がある場合は、変更された理由をお教えてください。 	契約時：月額2,750,000円(税込) 令和8年5月時点：月額2,748,807円(税込) 貸付面積が7,198.25㎡から7,195.13㎡に変更になったため。
4	仕様書(案) 1 ページ 7 使用条件等 (1) イ	現事業者が継続して貸付物件を管理する場合、対象となる設備等(現行機器やアイランド(基礎))を撤去し、一度取り外し砕石敷きにした状態で再設置するという認識でよろしいですか? ※前回の公募時質問回答では、他の事業者と同様に設備機器等を再設置することを見込んだ収支計画で応募していただく必要があります。と回答を頂いております。	現時点においては、仕様書(案) 1 ページ 7 (1) イにあるとおり、区画線、車止め、埋設電線管以外は撤去予定です。仮に現在の事業者が本件に応募する場合においても、他の事業者と同様に設備機器等を再設置することを見込んだ収支計画で応募していただく必要があります。 なお、本件の事業者決定後、現在の事業者と協議により残置物等の調整を行うことを禁止するものではありません。
5	仕様書(案) 2 ページ 7 使用条件等 (2) イ	2022年4月から2026年6月現時点までの駐車料金体系をお教えてください。	【令和4年4月から令和7年2月まで】 平日7:30～18:30：最初の1時間310円、以降30分ごと100円(最大料金なし) 平日18:30～7:30：60分ごと100円(時間帯最大料金400円) 土・日・祝日8:00～20:00：30分ごと100円(最大料金：入庫後24時間ごと700円) 土・日・祝日20:00～8:00：60分ごと100円(最大料金：入庫後24時間ごと700円) 【令和7年3月から現在】 平日8:00～18:00：最初の1時間310円、以降30分ごと100円(最大料金なし) 平日18:00～8:00：60分ごと100円(時間帯最大料金400円) 土・日・祝日8:00～18:00：30分ごと100円(時間帯最大料金：700円) 土・日・祝日18:00～8:00：60分ごと100円(時間帯最大料金：400円)

「令和8年度貯金事務センター跡地貸付事業公募」に関する質問及び回答

総務局総務部庁舎管理課

番号	項目	質問	回答
6	仕様書（案）2ページ 7 使用条件等 （2）エ	来庁舎が利用した際の1時間割引を現状対応している割引認証機の台数を来庁舎が自ら減免処理が出来る台数及び、設置場所をお教えてください。また来庁舎が利用した際の1時間割引を現状、岡山市役所職員にて割引認証機の減免処理を実施している台数及び設置場所をお教えてください。 また、サービス券を岡山市役所職員にて渡している場所があるのであれば、渡している場所の箇所数と場所をお教えてください。	<p>・割引処理機の台数、及び設置場所 【来庁舎が自ら減免処理が出来る台数及び、設置場所】 本庁舎1階総合案内（2台）、同北区役所市民保険年金課（3台）、保健福祉会館1階案内（1台）、分庁舎1階北区市税事務所（1台） 【本市職員にて割引認証機の減免処理を実施している台数及び設置場所】 本庁舎4階庁舎管理課貸出用（1時間割引用2台、1時間割引・3時間割引・無制限割引用1台）、本庁舎地下1階警備員室（1時間割引・3時間割引・無制限割引用1台）、同宿直室（1台）。なお、警備員室と宿直室は委託業者が割引処理を実施してます。以上の割引処理機は現事業者から提供を受けて設置しています。</p> <p>・サービス券（回数券）は、各部署が購入し、駐車時間が1時間を超過した来庁者などに対して交付していますが、サービス券（回数券）を購入、交付している部署については把握しておりません。3時間減無料金券、無制限減無料金券については、本市庁舎管理課が申請に基づき各課に交付し、各課が会議室等で出席者等に渡しています。その他、無制限減無料金券については、本市が委託している警備員も公用車用の本庁舎構内駐車場混雑時に交付しています。</p>
7	仕様書（案）2ページ 7 使用条件等 （2）エ	障がい者の半額割引（時間駐車に限る。）は、精算機の仕様により、5円単位の計算が不可である場合は、別途協議にて10円以下を切り捨てる等の対応は可能でしょうか。	仕様書（案）4ページ8（11）にあるとおり、駐車料金等の提案内容を変更する場合は、本市と協議の上で変更できる場合があります。
8	仕様書（案）2ページ 7 使用条件等 （2）ク	「原則として、時間貸駐車場として供することとするが、定期駐車のを10台程度見込むこと。」記載があるが、2025年3月度の定期金額を見ると、985,600円64台となっていますので、定期駐車のを10台程度の範囲をお教えてください。※前回仕様書にも定期駐車のを10台程度見込むことと記載がありました。	定期駐車枠は10台を上限として見込んでください。なお、現事業者との契約については、経済情勢の変化等により本市との協議の上、定期駐車のを変更しております。また、令和7年度9月から3月につきましては、本市が一時的に公用車を定期駐車するために、定期駐車のを変更しております。
9	仕様書（案）3ページ 7 使用条件等 （2）カ	旧庁舎解体後の新設駐車場について 場所、台数、開設時期、料金設定等、詳細情報を教えてください。	旧庁舎解体を含む岡山市新庁舎周辺施設整備事業2期工事が入札中止となったため、詳細は決定しておりません。
10	仕様書（案）3ページ 7 使用条件等 （2）カ	分庁舎も新庁舎へ移動となりますか またその場合の移動時期はいつでしょうか。 移動となる場合、分庁舎はその後どのような活用となりますでしょうか	分庁舎の機能も新庁舎へ移転となります。8月下旬から11月下旬にかけて順次移転する予定です。新庁舎への移転後、分庁舎は売却の手続きを進めていく予定です。
11	仕様書（案）3ページ 7 使用条件等 （2）ケ	令和8年9月22日・23日の祝日は開設準備工事期間として 時間貸し駐車場の運営を行わないとすることは可能か。	可能です。

「令和8年度貯金事務センター跡地貸付事業公募」に関する質問及び回答

総務局総務部庁舎管理課

番号	項目	質問	回答
12	仕様書（案）3ページ7使用条件等（2）ケ	令和8年9月24日（木）午前8時までに、来庁者駐車場として運営を開始すること。運営開始時刻までに機器の設置等が完了していない場合でも、管理人が入場、出場の処理を行うなど対応して、時間貸駐車場として開場すること。と記載があるため、令和8年9月22日～令和8年9月24日が雨天等により載せ替え工事ができない場合でも、令和8年9月24日以降、管理人が入場、出場の処理を行うなど対応して、時間貸駐車場として開場することが必要と言う認識でよろしいでしょうか。さらに、令和8年9月24日以降に一部の出入口が機械管理できていない状態でも管理人にて入場、退場の処理を行う必要があると言う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	仕様書（案）3ページ8使用上の制限	事業者の駐車場事業以外に関する宣伝看板等を設置することは可能でしょうか。	仕様書（案）3ページ8（2）にあるとおり、駐車場用途以外に供することはできません。
14	仕様書（案）4ページ10原状回復（1）	今後の本物件対象エリアに建物等がある場合、令和11年9月23日まで事業者が撤去すべきものの対象に駐車場機器用の基礎や舗装を剥がす必要がある可能性は、事業者と貴市の協議によっては、あると言う認識でよろしいでしょうか。	現事業者との協議により機器等を継続して使用する場合は、現事業者が使用していた機器等も併せて撤去する必要があります。
15	仕様書（案）4ページ10原状回復（1）	令和11年9月22日から令和11年9月23日の間に雨天により撤去工事ができない場合でも、なんらかのペナルティが事業者に課せられるという認識でよろしいでしょうか。	仕様書（案）4ページ10（2）、及び公有財産貸付契約書（案）第20条第3項のとおりです。ただし、仕様書（案）4ページ10（1）、及び公有財産貸付契約書（案）第20条第1項にあるとおり、本市が特に承認した場合はこの限りではありません。
16	仕様書（案）4ページ10原状回復（1）	令和11年9月21日までの時間貸運営に関しては、東出入口と北出口・南入口、満車空車看板、料金看板全て撤去しない状態にて時間貸運営をする必要があると言う認識でよろしいでしょうか。	仕様書（案）3ページ7（2）コにあるとおり、令和11年9月21日まで来庁者駐車場として運営していただく必要がありますが、機器等の撤去開始時期については、仕様書（案）5ページ13（2）、及び公有財産貸付契約書（案）第30条のとおり本市と協議の上決定することとなります。
17	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	一般現金売上の身障者金額が、身障者が半額減免されて、事業者の収入金額となり、来庁舎の身障者金額が、減免金額と言う認識でよろしいでしょうか。	一般現金売上の身障者の金額は半額減免後の金額であり、事業者の収入金額です。来庁者の身障者の金額については、お見込みのとおりです。
18	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	定期台数は1ヶ月の出庫台数ではなく、単月毎の定期券販売台数と言う認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
19	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	サービス券金額の販売月に計上されている認識となり、販売先は岡山市役所でしょうか。	サービス券金額は使用された月に計上されており、サービス券（回数券）の使用により支払われた駐車料金の金額です。販売先は岡山市の他、夜間・休日に使用する利用者を対象とした民間事業者等です。

「令和8年度貯金事務センター跡地貸付事業公募」に関する質問及び回答

総務局総務部庁舎管理課

番号	項目	質問	回答
20	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	事業者の収入となる金額は各月の身障者金額+現金（減免分超過含む）金額+定期金額+サービス券金額+電子マネー金額でしょうか。異なる場合は正解の計算式もしくは金額を各年度の月間単位にてお教え頂けますでしょうか。	身障者金額（半額減免後）+現金（減免分超過含む）金額+定期金額+サービス券金額+電子マネー金額に加えて、3時間減免+無制限の金額のうち、事業者提案による事業者負担分を除いた金額を事後精算方式により本市が支払います。
21	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	3時間減免は、来庁舎が岡山市役所様のご対応により1時間以上、駐車したことに對して、岡山市役所様側の判断にて減免処理を実施したと言う認識でよろしいでしょうか。	本市が招集する会議出席での利用等により駐車した利用者に対して、駐車開始から3時間を上限とした割引を認めたものです。
22	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	未収計金額の負の金額は、返金となり、正の金額は、何らかの理由にて、駐車料金を後日事業者が振込にて収集した金額でしょうか。異なる場合は、正解をお教えください。	負の金額はゲートの故障等の理由により、料金を徴収せず出庫した場合の金額、正の金額は駐車券の紛失、破損等の理由により出庫処理を行わずに料金のみ徴収した場合の金額です。
23	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	カード回収枚数のA（青）B（緑）Cの種別毎の用途をお教えください。例えば、割引金額、割引時間、カードを配る人と貰う人等の情報をお教えください。	A（青）は3時間減免料金券、B（緑）は無制限減免料金券の枚数です。仕様書（案）2ページ7（2）に記載のある「公用車や本市が招集する会議出席での利用等、本市が料金を支払うもの」により本市が事後精算方式により駐車料金を支払うため、駐車場利用者に交付するものです。割引金額は、3時間減免料金券は駐車開始から3時間分の料金、無制限減免料金券は全額です。カード回収枚数は3時間減免料金券、無制限減免料金券を駐車場管理棟に提示することにより、減免処理を行った枚数です。Cは該当ありません。
24	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	無制限金額は仕様書P2に記載がある公用車や本市が招集する会議出席での利用等をサービス券にて減免している金額していると言う認識で宜しいでしょうか。	公用車や本市が招集する会議出席での利用者に対し、無制限減免料金券を交付し、駐車場管理棟、または本庁舎警備員室に提示することにより、減免処理を行った金額です。または、庁舎管理課が各部署に貸し出した1時間割引に加えて、3時間の割引、無制限の割引が可能な割引処理機を使用して、本市職員が減免処理を行った金額です。
25	別添資料 Dパーキング岡山市役所 年間報告書（資料6）	2026年4月～5月の収入額調書を開示頂けますでしょうか。	現事業者と締結している契約書では、毎月の駐車場全体の売上等の資料は公表対象となっていないため、開示できません。公表対象となっている事業報告書は各年度終了後に提出するため、令和8年4月以降の事業報告書は、未提出であり開示できません。
26	契約書（案） 第16条	毎月1回の報告内容に関して、毎月何日までに報告する必要がありますでしょうか。また、入出庫台数（日別）、稼働率（時間帯別）、駐車時間毎の出庫台数を2022年4月～2026年5月まで分を開示頂けますでしょうか。※契約書案には公表することができる記載がある事項となります。	翌月15日（15日が土日祝日の場合は翌平日）までの報告をお願いします。入出庫台数（日別）、稼働率（時間帯別）、駐車時間毎の出庫台数については、現事業者と締結している契約書では公表対象となっていないため、開示できません。
27	その他	新庁舎内に来庁者の割引処理機械は何台必要でしょうか。	企画提案に記載すべき内容（別表1）に記載のとおり、各種割引処理の方法については事業者からの提案として審査の対象となるため、割引処理の方法は割引処理機に限るものではありません。新庁舎での設置場所については現在検討中です。